

合衆国における答弁取引と「無辜の不処罰」

——「無辜の有罪答弁」をめぐる近年の論稿より——

白井 諭

目次

- 一 はじめに
- 二 答弁取引と「無辜の有罪答弁」
- 三 「無辜の有罪答弁」を防止するための方策
- 四 むすびにかえて

一 はじめに

「答弁取引 (Plea bargaining)」は、被疑者・被告人が有罪を自認することの見返りとして、被疑事実の縮小・一部撤回、求刑の引き下げなどをするように協議ないし折衝する手続である。⁽¹⁾ アメリカ合衆国「以下、合衆国」では一般

的に、刑事事件のうちの約九割が有罪答弁 (guilty plea) によって処理され、その大半で答弁取引が行われているといわれ、連邦最高裁をして、もはや「答弁取引は合衆国における司法システムの運営にとって不可欠なもの」とまで評価されている。^①

しかしながら、答弁取引では、検察官による訴追裁量権の行使が刑事手続の結果に対してさらに大きな影響力を持つようになり、それに対して中立的な見地から有罪・無罪を判断することが期待されているはずの事実認定者の役割・権限が大幅に縮減されることから、無実の者が有罪答弁を経て有罪になってしまっておそれが生じてしまうのではないかという疑問が生じうる。実際に合衆国では、有罪判決確定後の DNA 鑑定によって誤判が次々と判明し、救済事例のなかには、無実であるにも拘らず被告人が有罪答弁を経て有罪判決となっているケースも少なくないことと相俟って、答弁取引についても改善策が盛んに議論されているところである。

わが国では終戦直後から、アレインメント (有罪答弁制度) 導入の是非がしばしば議論の俎上に載せられてきた。^② また、二一世紀に入ってから、自白事件を簡易迅速に処理するための方策として有罪答弁制度やアレインメント制度の導入が検討され、二〇〇四年の刑事訴訟法改正では、司法制度改革審議会での議論を踏まえたかたちで——かつてより設置されていた簡易公判手続や略式手続に加えて——即決裁判手続の制度が創設されている。さらに、法制審議会「新時代の刑事司法」特別部会では、即決裁判手続をより多くの事案について活用可能なものとなるよう「自白事件のうち少なくとも一定範囲のものを簡易迅速に処理するための新たな制度を設けるべきである」として、一定の科刑制限 (三年以下の懲役又は禁錮) 以下の実刑も科すことができるシステムが構想されている。^③ しかしこれらの議論では、主に「争いのない事件を簡易に処理することで、争いのある事件を慎重に審理できるようにする」という意味で、刑事司法システムを効率的に運用できるようにすることが第一に追求されているように見受けられる。^④ また、

刑事弁護の実務から出されている有罪答弁制度論でも、従来の刑事手続の運用によって生じた弊害を克服し、有罪を認める被告人を速やかに刑事公判手続から解放することが第一に考慮されている。⁽⁸⁾ そもそも、「無辜の不処罰」はいつどこであつても実現を目指して考慮されなければならないはずの理念であり、たとえ司法システムの効率的な運営というニーズが重要であるとしても、有罪答弁制度やアレイメント制度を導入する是非を論じる際には、「無辜の不処罰」という理念に照らした検討も必要ではなからうか。

本稿は、以上で掲げた問題意識の下、合衆国における答弁取引の運用を「無辜の不処罰」という理念から見直すことをねらいとしている。以下では、まず合衆国で答弁取引が用いられる正当化理由、及びそこで近年問題視されつつある「無辜の有罪答弁」をめぐる議論 (innocence problem) の状況を概観したうえで、「無辜の有罪答弁」を防止するために提唱されている改善策について検討を加えることにしたい。

- (1) わが国での議論では、*plea bargaining* の訳語として「司法取引」という用語が当てられることもある。しかし、宇川検事が指摘するように、「答弁取引」は「被告人の有罪答弁と引き換えに、検察官が、訴因の縮小・一部撤回、求刑の引き下げ等の譲歩をする場合」(純粋型/自己負罪型答弁取引)、あるいは「有罪答弁プラス証言・捜査協力を条件に、検察官が、訴因の縮小・一部撤回、求刑の引き下げ等の譲歩をする場合」(捜査協力型答弁取引)に限定されるのに対し、「司法取引」は「検察官の訴追裁量権の行使が、被告人との合意に基づき、訴追協力の見返りとして取引的に行われること」を指し、証言や捜査協力との見返りに不起訴を約束する場合(いったん行った公訴を全部取り消す場合も含む)(免責型司法取引)も「司法取引」に含まれる。宇川春彦「司法取引を考える(1)」判例時報一五八三号四〇頁以下(一九九八年)〔以下、宇川①〕参照。

- (2) 連邦地方裁判所が二〇一〇年度に処理した刑事事件九八三二一件のうち、八七四一八件が有罪答弁によって終了してい

9°. See SOURCEBOOK OF CRIMINAL JUSTICE STATISTICS, Table 524.2010 <<http://www.albany.edu/sourcebook/pdf/15242010.pdf>>.

(3) 宇川①・前掲注(1)・四四頁、小早川義則「デュー・プロセスと司法(答弁)取引——合衆国最高裁判例を中心に——」
桃山法学二号一三九頁(二〇〇三年)参照。

(4) See *Santobello v. New York*, 404 U.S. 257, (1971).

(5) 終戦直後から近年にいたるまでのアレインメント(有罪答弁制度)導入をめぐる議論状況について、鈴木一義「司法取引に関する考察——『有罪答弁』をめぐる議論状況——」法学新報二一八巻一〇二号一七五頁以下(二〇一一年)参照。

(6) 法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」三二頁以下(二〇一三年)。なお、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会第二〇回会議(二〇一三年六月一四日開催)では、現行の即決裁判制度と併存させる形で、即決裁判類似の手続を用いて一定範囲(三年以下の懲役または禁錮)の実刑相当事案を簡易迅速に処理するための新しい制度の構想が提示されている。法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会第二〇回会議配布資料「作業分科会における検討①」三七頁以下 <<http://www.moj.go.jp/content/00011817.pdf>>参照。

(7) 実際、福島教授は終戦直後にアレインメント制度の導入を検討されたことについて、「本制度採用の動きは、刑罰権の確実かつ迅速な実現を目的としたもので、決して被告人の防御権の確保の観点から生じたものではなかった。この主張の、戦後の刑事司法をめぐる流れの中での位置は、司法官僚によって打ち出されたところの、訴訟促進Ⅱ司法合理化の一環として把握される」と評価している。福島至「アレインメント制度採用の当否」松尾浩也Ⅱ井上正仁編『刑事訴訟法の争点(新版)』一七八頁(有斐閣、一九九一年)

(8) 憲法的刑事手続研究会編『憲法的刑事手続』四八八頁(日本評論社、一九九七年)「若松芳也」ほか。なお、五十嵐弁護士はアレインメント制度の導入を提唱する背景事実として、①すべての手続が惰性的な流れとして行われ、省略された形骸化されたりして、変質してしまうこと、②裁判官が事件のすべてに有罪の構えで臨む習性を身につけているという意味で、「有罪病」を患っていること、③手続が未分化であるゆえ、身上・情状資料が実体関係の主張・立証と未分化で、裁判官の実体判断に影響していること、④弁護人が十分な弁護をできないこと、⑤取調べと不可分の隠微な取引が行わ

れていること、⑥警察による身上・情状事実の取調べで種々の弊害が生じていること、⑦刑事政策的判断が欠如していることを指摘している。五十嵐二葉「アレイメント制度の導入について」季刊刑事弁護二〇号二二頁以下（一九九九年）。

二 答弁取引と「無辜の有罪答弁」

1 答弁取引の正当化理由⁶¹⁾

現在における合衆国の刑事司法システムで答弁取引が多用される正当化理由として、第一に、「効率性」を挙げることができ。すなわち、警察・検察・裁判所が事件処理のために保有する資源に限界があるなかで大量の事件を処理しなければならぬところ、もしも答弁取引を行わなかったならば司法システムの運営が立ち行かなくなるといえる。そのような状況の下、答弁取引は訴追側・弁護側の双方で争いが無い事件を簡易かつ迅速に処理することを可能とし、そのぶん刑事司法システムにおける各機関の限られた資源を争いのある事件の審理につき込むことができるようにする効果を持っているといえる。

また、答弁取引は訴追側・弁護側の双方にそれぞれメリットがあることも指摘されている。

訴追側のメリットとして、答弁取引を用いることによって、公判審理を通じて有責の被告人に無罪判決が下されず、事象を回避することができる。また、公判審理を開いた場合には、被害者をはじめとする証人を公判廷に出頭しなければならず、そこでプライバシーが開かれるなどの悪影響が証人に及ぶわけだが、答弁取引を通じて公判

審理を回避することにより、被害者や他の証人を公判廷に出頭しなくても済むようになる。

さらに他方で、弁護側のメリットとして、事件を簡易かつ迅速に処理できるようにすることで、例えば未決拘禁のような公判審理に伴う弊害を回避することができるようになる。また、答弁取引によれば有罪の自認と引き換えに被疑事実の減少（一部撤回）や求刑の引き下げなどを受けることになり、結果的に、公判審理を通じて有罪判決を受けた場合よりも緩和された刑で済ませることが可能となる。とりわけ後者については、犯罪の構成要件が細かく規定され、犯罪の等級に応じて法定刑が細分化されている合衆国の刑事実体法の下では、極めて峻厳な法定刑を緩和して適切な量刑を収める機能を果たしているともいわれている。

(9) 答弁取引の正当化理由について、*see, e.g., R. MICHAEL CASSIDY, PROSECUTORIAL ETHICS 81-82 (2004); 長沼範良「取引的刑事司法」松尾浩也・井上正仁編『刑事訴訟法の争点(第三版)』(有斐閣、二〇〇二年)。*

2 「無辜の有罪答弁」をめぐる議論状況

(1) このようにして、答弁取引は刑事司法にかかわる各機関がそれぞれメリットを持つなか、訴追側・弁護側の両当事者が協議によって刑事事件の解決を図るシステムだといえることができる。だが他方では、「答弁取引は対等な者どうしのやりとりではない。……被告人が条件 (term) を受け入れて有罪答弁をしているからといって、その最終結果が

『正当』だと決めてかかってはならない」とキャシディ (R. Michael Cassidy) 教授が検察官に対して警告しているように、¹⁰⁾ 答弁取引において協議を行うと弁護側と弁護側のあいだで権限の格差があるという点を決して無視することができない。例えば、検察官は専権的に起訴・不起訴の判断について広範な裁量権を有しており、かつ証人や情報のアクセスの面でも弁護側とは比べ物にならないほど強大な権限を掌握している。¹¹⁾ また実際にも、答弁取引は被告人が無罪答弁をするところからはじまり、検察官が提示した条件を見ながら有罪答弁を行っていくという流れが一般的だといわれ、¹²⁾ その意味で、答弁取引の主導権を検察官が握っているといえる。そして現実にも、こうした格差が存在する中で、検察官が強大な権限や主導権を濫用することで、「無辜の有罪答弁」によって誤判につながったケースが問題視されている。

(2) (一) 現に、合衆国で近年明るみに出た誤判事件のなかには、無辜の被告人が虚偽の有罪答弁を行ってしまったケースが少なからず確認されている。合衆国で誤判救済運動の最前線に立っている「イノセンス・プロジェクト」(Innocence Project) の集計によれば、DNA鑑定によって誤判であることが判明した事件の二五%で、被告人が自己負罪供述や自白、有罪答弁を行っているとされている。¹³⁾ また個人レベルの研究でも、無辜の被告人が有罪答弁を行ったケースが一定数存在することが明らかにされている。例えばドリズィン (Steven A. Drizin) 教授とレオ (Richard A. Leo) 教授は、虚偽自白により被告人が誤って有罪判決を受けたとされる一二五件のうち、一四件 (一一・一パーセント) が有罪答弁によって処理されているとし、¹⁴⁾ グロス (Samuel R. Gross) 教授らも、誤判であることが判明した三四〇件 (謀殺事件または強姦事件) のうちの二〇件が虚偽の有罪答弁を行っているとしている。¹⁵⁾

もとより、これらの研究では、誤判であることが判明した事件のなかには被告人が虚偽の有罪答弁を行ってしまったというケースもあるということを理解することはできても、答弁取引の存在と誤判の発生との因果関係まで解明され

ているわけではないため、これらのデータをもって直ちに「答弁取引があるから誤判が発生してしまうのだ」という結論を導き出すことはできない。しかしそれでも、以下で紹介するように、近年の研究では、答弁取引から虚偽の有罪答弁が引き出されるおそれに重点が置かれ、答弁取引には無辜の被告人が虚偽の有罪答弁を行ってしまうおそれが内在している旨が指摘されている。

(二) 無辜の被告人が実際には関与してない犯罪について有罪答弁を行ってしまうおそれは、一九七五年に公表されたフィンケルシュテイン (Michael O. Finkelstein) 弁護士の研究によって明らかになっている。フィンケルシュテイン 弁護士の研究では、連邦地方裁判所における有罪答弁率 (各年の終局人員に対する有罪答弁で決着した被告人の割合) と無罪率 (各年の終局人員に対する無罪判決を得た被告人の割合) の相関について回帰分析を行い、回帰直線の傾きから、虚偽の有罪答弁がなされたおそれ (implicit rate of non-conviction) 公判廷で争ったならば無罪判決が得られたであろう事件の割合) を見出そうとしている [例: 回帰直線の数式 $y = 0.1234x + 56789$ ↓ 虚偽の有罪答弁がなされたおそれ = 一二・三パーセント]。ここでは、有罪答弁率・無罪率・虚偽の有罪答弁がなされたおそれの関係を分析したうえで、以下のような知見を得ている。

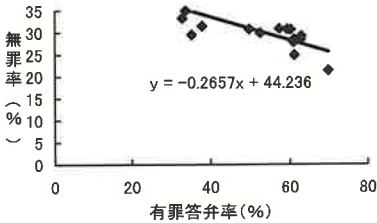
合衆国における答弁取引と「無辜の不起罰」

連邦地方裁判所における被告人の分布（年代別：1908-28, 1954-74年）

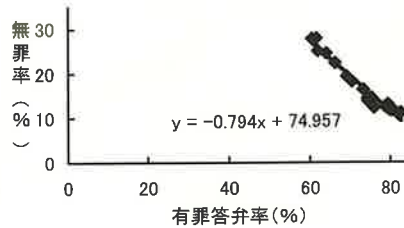
	終局人員	有罪答弁率 (%)	無罪率 (%)	否認事件の無罪率 (%)
1908	12942	33.7	35.0	53
1909	11705	35.7	41.2	64
1910	15371	29.5	38.5	55
1911	14700	30.1	36.1	52
1912	15741	33.6	35.5	54
1913	16757	37.9	31.5	51
1914	18128	32.9	33.3	50
1915	19120	35.2	29.5	46
1916	20432	49.8	30.8	62
1917	17671	52.6	29.9	63
1918	30949	61.2	24.9	64
1919	35734	61.0	27.8	72
1920	34230	57.4	30.9	73
1921	47299	60.3	30.7	78
1922	53155	59.4	30.8	76
1923	68152	61.2	28.5	74
1924	73488	62.8	28.4	77
1926	76536	63.0	29.2	79
1927	67279	61.3	28.1	73
1928	88636	69.9	21.5	72
---	---	---	---	---
1954	42989	82.7	11.2	65
1955	38990	79.5	13.1	65
1957	29725	80.2	11.6	59
1958	30469	79.6	12.0	59
1959	30729	80.6	12.0	62
1960	30512	79.4	12.4	60
1961	32671	76.0	12.3	52
1962	33110	74.4	13.8	54
1963	34845	74.3	14.4	57
1964	33381	78.7	12.6	59
1966	31975	75.4	14.5	59
1967	31535	73.3	16.4	62
1968	31843	69.2	19.3	63
1969	32796	70.5	18.2	62
1970	36356	66.3	22.4	67
1971	44615	61.7	28.0	73
1972	52506	64.1	24.6	69
1973	46724	62.0	25.1	66
1974	48154	60.5	27.9	71

【注】1925年、1956年、1965年の数値は不明。

連邦地方裁判所における被告人の分布
（年代別：1908-28）



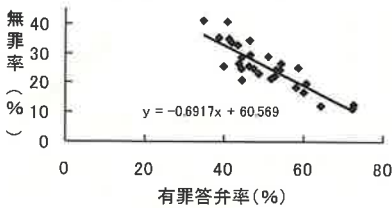
連邦地方裁判所における被告人の分布
（年代別：1954-74）



連邦地方裁判所における被告人の分布（法域別：1970-74年）

	終局人員	有罪答弁率 (%)	無罪率 (%)	否認事件の無罪率 (%)
ニューヨーク州東地区	6582	46.7	29.6	56
ニューヨーク州南地区	9874	38.8	35.5	58
ニュージャージー州	4221	46.6	34.6	65
ペンシルヴェニア州東地区	4817	41.8	33.8	58
メリーランド州東地区	3645	52.8	22.2	47
ノースカロライナ州東地区	1841	53.1	24.6	52
ヴァージニア州東地区	4591	39.9	25.5	42
アラバマ州北地区	2499	64.5	12.1	34
フロリダ州中央区	3843	44.3	28.8	52
フロリダ州南地区	4949	43.6	26.4	47
ジョージア州北地区	4245	48.6	23.3	45
ジョージア州中央区	2108	51.9	21.3	44
ジョージア州南地区	1957	60.5	19.8	50
ルイジアナ州東地区	3614	44.4	24.8	45
ルイジアナ州西地区	1976	58.8	25.4	62
テキサス州北地区	3577	58.0	18.7	45
テキサス州南地区	12286	72.6	12.6	46
テキサス州西地区	10743	72.1	11.2	40
ミシガン州東地区	6418	41.0	40.6	69
オハイオ州北地区	4687	54.5	26.5	58
オハイオ州南地区	2055	51.1	28.9	59
テネシー州東地区	1867	44.8	20.9	38
イリノイ州北地区	5672	47.5	24.8	47
アリゾナ州	7110	43.5	32.9	58
カリフォルニア州北地区	5416	35.0	41.3	64
カリフォルニア州東地区	4170	60.1	17.0	43
カリフォルニア州中央地区	10810	46.2	25.7	48
カリフォルニア州南地区	12127	54.0	24.5	53
マサチューセッツ州	2840	41.4	34.7	59

連邦地方裁判所における被告人の分布（法域別：1970-74）



否認事件での無罪率と虚偽の有罪答弁がなされたおそれ

	年代別		法域別
	1908-28	1954-74	1970-74
否認事件での無罪率 (平均)	62%	63%	51%
虚偽の有罪答弁がなされたおそれ	26%	79%	69%

① 有罪答弁率と無罪率との関係について

連邦地方裁判所での終局人員が一二九四二人から八八一三六人にまで増大した一九〇八年から一九二八年までの期間では、有罪答弁率が三〇パーセント前後から七〇パーセント近くにまで上昇しているのに対し、無罪率は四一・二パーセント（一九〇九年）から二一・五パーセントまで減少している。それに対して、一九五四年から一九七四年までの期間では、答弁取引における国選弁護制度の充実や保釈改革法の制定（一九六六年）、そして被告人が刑事司法システムへの協力に対しますます抵抗を示すようになったことから、有罪答弁率は八三パーセントから六一パーセントにまで減少しているが、無罪率は一一・二パーセントから二七・九パーセントにまで上昇している。これらのことから、有罪答弁率と無罪率との間で負の相関関係があることが明らかとなる。¹⁵⁾

② 有罪答弁率と虚偽の有罪答弁がなされたおそれとの関係について

一九〇八年から一九二八年までの期間では、有罪答弁率がほぼ三〇パーセント前後であり、虚偽の有罪答弁がなされたおそれは二六・五パーセントにとどまっている。それに対して、一九七〇年から一九七四年までの間では有罪答弁率がおおむね四〇パーセントを超え、虚偽の有罪答弁がなされたおそれは六九パーセントとより高い数値を示している。さらに、一九五四年から一九七四年までの期間では、八〇パーセント近い有罪答弁率を示し、虚偽の有罪答弁がなされたおそれは最も高い数値（七九パーセント）となっている。このことから、有罪答弁率が高くなればなるほど虚偽の有罪答弁がなされたおそれも高い数値を示すようになることが明らかとなること、有罪答弁率が高くなるにつれて訴追側証拠が脆弱な事件でも有罪答弁が高くなること、かつ公判廷で争っても無罪判決が得られる見込みのない事件の訴追側証拠の方が無罪判決の見込みのある事件の訴追側証拠よりも強力であることが明らかとなる。¹⁷⁾

③ 無罪率と虚偽の有罪答弁がなされたおそれとの関係について

一九〇八年から一九二八年までの期間では、平均の無罪率は六二パーセントであるのに対し、虚偽の有罪答弁がなされたおそれの平均は二六パーセントとなっており、無罪率が虚偽の有罪答弁がなされたおそれを上回っていた。他方、一九五四年から一九七四年までの期間では、平均の無罪率が六三パーセントであるのに対し、虚偽の有罪答弁がなされたおそれの平均は七九パーセントとなっており、虚偽の有罪答弁がなされたおそれの方が無罪率を上回っている。このことから、初期の時代には、公判廷で争っている事件の訴追側証拠よりも有罪答弁を行っている事件の訴追側証拠の方が強力であつたのに対し、近年では公判廷で争っている事件の訴追側証拠よりも有罪答弁を行っている事件の訴追側証拠の方が脆弱であるということが明らかになる。この知見は、検察官が脆弱な事件での有罪答弁を確保するために答弁取引を用いることで、高い有罪率を確保しようとしていると解することができる。近年における虚偽の有罪答弁がなされたおそれの高さは、より多くの事件で有罪答弁を確保する必要性の下で訴追側証拠の脆弱さを有罪答弁によつて埋め合わせているとみることができ¹⁸⁾る。

そして、フィンケルシュテイン弁護士はこれらを踏まえて、被告人に有罪答弁をさせる圧力が働くことにより、公判廷で有罪判決に至らないような事件が高い割合で「同意」による有罪判決に至っていると結論づけている¹⁹⁾。フィンケルシュテイン弁護士によれば、一九七〇年から一九七四年までの期間に虚偽の有罪答弁がなされたおそれが六九パーセントであり、公判廷で争えば無罪判決が得られる被告人が最高で有罪答弁を行った被告人の約半数を占めていることから、少なくとも有罪答弁を行った被告人の三分の一は答弁への同意を拒否したら有罪判決を免れたであろうと²⁰⁾いうことである。

(三) その後も、無辜の被告人が実際には関与していない犯罪について有罪答弁をしてしまうおそれは、多くの論者によって指摘されている。

⑦ 例えば、グレゴリー (W. Larry Gregory) 教授らが一九八四年に公表した研究では、強盗事件について被験者である学生に「自分は無実である」または「自分は有責である」とあらかじめ想像させたいうえで、彼／彼女らに不利な証拠を提示して有罪答弁を行うか／公判で争うかの選択を行わせたところ、「自分は有責である」と想像した学生の方が「自分は無実である」と想像した学生よりも高い確率で有罪答弁を行う傾向にあることを明らかにしている。ここでは、「自分は有責である」と想像した学生の八三パーセントが有罪答弁をしている一方、たとえ「自分は無実である」と想像した学生であっても、不利な証拠を提示した結果として一八パーセントが有罪答弁を行っている。²¹⁾

ただし、グレゴリー教授らの研究は実際に犯罪行為を行っていない学生に対して犯罪行為の嫌疑にかけられた場合を想定させるものだという点に限界があるといわざるを得ない。実際にグレゴリー教授らの研究に対して「仮想的な状況で行ったと述べる」と実際にやったことは全く別物である」と批判されているように、無辜の被告人が犯罪の嫌疑にかけられた場合にどれだけの割合で虚偽の有罪答弁を行ってしまうのかという問題に対して正確な数値を見出すことは困難であろう。

① それに対して、ルサノ (Melissa B. Russano) 教授らが二〇〇五年に公表した研究は、無辜であるにも拘らず実際に——犯罪行為ではないとはいえ——ルール違反の嫌疑にかけられている者がどれだけの割合で有罪答弁を行ってしまうのかを具体的に数値化しようとしている。

そこでは、禁じられていることを注意されていたにも拘らず協同作業を行ったという類の「カンニング」を行った学生に対して、無辜の者と有責の者がそれぞれどの割合で当該犯罪につき自白をするのかを試すために、警察取調べ

で用いられている二つの手法を用いている。一つは合衆国の警察実務で幅広く提唱されている「最小化 (minimization)」という方法であり、被験者に対する共感や懸念を表明したり、面目を立てるための口実「例…「自分のやったことがどれだけ重大なことか、きみはわかつてなかっただろうね」を与えたり、供述することが本人にとって利益となることを被験者に主張したりすることによって、犯罪の重大性や自白によって得られる結果を控えめに示すものである。いま一つは「取引 (Deal)」であり、自認をしたならば事件は迅速に解決され、後日再試験を受けるだけで済むが、もしも申出を拒絶したならば、処分結果は即座に知らされることなく、担当の教授の判断に委ねられるということ²³⁾を学生に伝える手法である。

こうした実験を通じてルサノ教授らは、「最小化」も「取引」も使用しなかった場合に真実性のある自白をした学生は四六パーセントであったのに対して、「取引」のみを使用した場合に真実性のある自白をした学生は七二パーセント、「最小化」のみを使用した場合に真実性のある自白をした学生は八一パーセント、これらを併用した場合に真実性のある自白をした学生は八七パーセントを占め、何も使用しなかった場合よりも「最小化」や「取引」を使用した場合の方が真実性のある自白を得られやすいという結果を得ている。しかしその反面で、「最小化」や「取引」を使った場合には虚偽の自白を誘発する可能性も高まり、何も使用しなかった場合に虚偽の自白をした学生が六パーセントにとどまったのに対し、「取引」のみを用いた場合には一四パーセントの学生、「最小化」のみを用いた場合には一八パーセントの学生、これらを併用した場合に四三パーセントの学生が虚偽の自白をしたという結果も得ている²⁴⁾。

そして、これらの結果についてルサノ教授らは、「取引に際して明示的に減刑を申し出ることによって、真実性のある自白を得る見込みと虚偽の自白を得る見込みの両方が増加する」という知見に基づき、「現実の被疑者に取引を申し出ること、公判廷で争って無罪判決を得ようとするよりも、取引で提示された結果を受け入れる方が好都合だと考

えて、無辜の者が自白をするかもしれない」ことを指摘している。²⁵⁾

㊦ さらに、ダーヴァン (Lucian E. Devran) 准教授らによって近時公表された研究では、答弁取引で提示された処分の内容によって無実の被告人が有罪答弁を行ってしまう場合があることが示唆されている。

そこでは、ひとりで解かなければならない論理問題を共謀者と共同で解いた被験者(学生)とひとりで解いていた被験者(学生)の両方に対して、まず「カンニング」を認めるように要請し、制裁として実験への参加が約束される補償を失う旨の「条件」をリサーチ・アシスタントが提示している。そしてさらにリサーチ・アシスタントは、半数の被験者に対しては、①「条件」を受け入れられないのであれば、主任教授が「カンニング」の事案を懲戒委員会(二〇名から一二名の教職員スタッフで構成される委員会)に送致すること、②懲戒委員会の審査の対象となった学生の殆ど(八割から九割)は有罪認定を受けていること、③懲戒委員会で「有罪」となった学生は研究面での補償を失うだけでなく、学部のアドバイザーに事件と処分の存在が知らされ、毎週三時間開講される倫理セミナー(合格/不合格の二分法で成績評価がなされる無料のセミナーであり、毎回の出席とレポート提出・最終試験の受験が義務づけられる)を受講しなければならないことを告知し、残りの半数の被験者に対しては、懲戒委員会に関する説明(①および②)のほか、懲戒委員会で「有罪」となったならば、研究面での補償を失うだけでなく、学部のアドバイザーに事件と処分の存在が知らされ、全九時間の倫理セミナー(毎回の出席と最終試験の受験が義務づけられる無料のセミナー)を受けることになる旨を告知している。²⁶⁾

以上の要領で実施した実験の結果として、ダーヴァン准教授らは有責の学生グループと無辜の学生グループの両方でリサーチ・アシスタントが提示した「条件」を受け入れて当該「カンニング」行為を自白した者が含まれており、有責の学生のおよそ九割(八九・二パーセント)が「条件」を受け入れているのに対し、無辜の学生で「条件」を受け

入れた者は六割弱（五六・四パーセント）である旨を明らかにしている。⁽²⁷⁾そして、ダーヴァン准教授らはこの結果を受けて、有責の被告人の方が無辜の被告人よりも有罪答弁を行う傾向にあるが、無辜の被験者の半数以上が——処分が厳格か寛容かに拘らず——処分の軽減と引き換えに虚偽の有罪答弁を自発的に行っているという旨を結論づけ、⁽²⁸⁾とくに無辜の被験者が虚偽の有罪答弁をすることについては、被験者が懲戒委員会の手続を回避して直ちに処分を受けようすること、及びたとえ処分を受けるとしても、将来にわたる自由の剥奪を伴わない処分を求めていることから、無辜の被験者がリスクを回避しようとして虚偽の有罪答弁を行ってしまう傾向を見出している。⁽²⁹⁾

(3) 以上で紹介した研究については、分析の対象や手法が論者によって異なっているため、少なくとも現段階では、無辜の被告人が虚偽の有罪答弁を行ってしまうおそれを具体的な数値で示すことができない。しかしそれでも現在の合衆国では、「答弁取引には無辜の有罪答弁という問題がある」ということは明らかだ」という言説がますます支持を集めるようになっており、かつ「無辜に有罪判決を下すという概念が司法システムの重大な欠陥であるところで、無辜が有罪答弁を行うことは許容できない」とか「無辜の答弁取引は…刑事司法システム全体の正統性を疑問視させるものである」⁽³⁰⁾として、「無辜の有罪答弁」をめぐる問題を深刻に受け止める傾向が強まっているように見受けられるのである。

(10) CASSIDY, *supra* note 9, at 82.

(11) *Id.* at 82.

(12) 田口守一『刑事訴訟の目的』一四九頁（成文堂、二〇〇六年）参照。

(13) 「イノセンス・プロジェクト」による集計の結果については、「イノセンス・プロジェクト」ホームページ〈<http://www.innocenceproject.org/>〉

- innocenceproject.org/understand/False-Confessions.php? ※参照。
- (14) Steven A. Drizin & Richard A. Leo, *The Problem of False Confessions in the Post-DNA World*, 82 N.C. L. REV. 891, 957-61 (2004). 邦訳マコト・スチューベン・A・ドリスイン・リチャード・A・レオ著「伊藤和子訳」『なぜ無実の人が 告白するのか』大川眞太郎（日本評論社、二〇〇八年）参照。
- (15) Samuel R. Gross, Kristen Jacoby, Daniel J. Matheson, Nicholas Montgomery & Sujata Paul, *Exonerations in the United States 1989 through 2003*, 95 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 523, 536 (2005).
- (16) Michael O. Finkelstein, *A Statistical Analysis of Guilty Plea Practices in the Federal Courts*, 89 HARV. L. REV. 293, 301-302 (1975).
- (17) *Id.* at 302-303.
- (18) *Id.* at 303-304.
- (19) *Id.* at 295.
- (20) *Id.* at 309-310.
- (21) W. Larry Gregory, John C. Mowen & Darwyn E. Linder, *Social Psychology and Plea Bargaining: Applications, Methodology, and Theory*, 36 J. PERSONALITY & SOC. PSYCHOLOGY 1521, 1525 (1984).
- (22) Lucian E. Dervan & Venessa A. Edkins, *The Innocent Defendant's Dilemma: An Innovative Empirical Study of Plea Bargaining's Innocence Problem*, 103 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 1, 23-24 (2013).
- (23) Meissa B. Russano, Christian A. Meissner, Fadia M. Narchet & Saul M. Kassir, *Investigating True and False Confessions with a Novel Experimental Paradigm*, 16 PSYCHOLOGICAL SCIENCE 481, 482-84 (2005).
- (24) *Id.* at 484.
- (25) *Id.* at 485.
- (26) Dervan & Edkins, *supra* note 22, at 28-33.
- (27) *Id.* at 34.

(89) *Id.* at 35.

(90) *Id.* at 37.

(91) *Id.* at 37-38.

- (12) 答弁取引には無辜の被告人が虚偽の有罪答弁を行ってしまうおそれ内在していることに言及する論説として、本文で紹介した研究のほか、*see e.g.* Robert E. Scott & William J. Stuntz, *Plea Bargaining as Contract*, 101 *YALE L. J.* 1909, 1949-51 (1992); Andrew J. Leipold, *How the Pretrial Process Contributes to Wrongful Convictions*, 42 *AM. CRIM. L. REV.* 1123, 1154 (2005); Oren Gazal-Ayal, *Partial Ban on Plea Bargains*, 27 *CARDOZO L. REV.* 2295, 2304 (2006); Russel D. Covey, *Signaling and Plea Bargaining's Innocence Problem*, 66 *WASH. & LEE L. REV.* 73, 74 (2009); Lucian E. Dervan, *Bargained Justice: Plea Bargaining's Innocence Problem and the Brady Safety-Valve*, [2012] *UTAH L. REV.* 51, 84 (2012).
- (88) F. Andrew Hessick III & Reshma M. Saugani, *Plea Bargaining and Convicting the Innocent: the Role of Prosecutor, the Defense Counsel and the Judge*, 16 *BYU J. PUB. L.* 189, 197 (2002).
- (83) *See Dervan & Edkins, supra note 22, at 17-18.*

3 答弁取引に対する防禦手段

もちろん、訴追側・弁護側の両当事者による協議が答弁取引の中核にあるとはいっても、訴追側と弁護側の間で合意がみられたことをもって直ちに有罪判決に至るわけではない。合衆国の刑事司法システムでは適正手続原理の下、答弁取引を通じて有罪答弁を行おうとする被告人に対して、幾つかの防禦手段が与えられている。

- (1) 第一に、有罪答弁を行う条件として、当該被告人は答弁取引を行う際に弁護人が選任されているか、または弁護

人選任権を放棄していなければならないとされている。一般的に、「すべての刑事上の訴追において、被告人は…自己の防禦のために弁護人の援助を受ける権利を有する」として被告人に弁護人選任権を保障した合衆国憲法第六修正³⁴は公判審理のみならず、訴追側と被告人のあいだで行われる手続が「公判類似の対面」というまでに達したという意味における、刑事手続の「重要な段階」にも適用されるとしており、たいていの事件で被告人が答弁を要求される罪状認否手続で被告人に合衆国憲法第六修正の弁護人選任権が保障されているという点に疑いはみられない。³⁵ 実際上も、検察官は被告人自身ではなく、弁護人を介して間接的に答弁の申出を行っているのが常であり、被告人にとつても、事件を評価するために必要な情報にアクセスし、答弁や公判の結果について被告人自身に情報を伝えることができる担い手として、弁護人の役割は重要だといえる。³⁷

しかし他方、「無辜の有罪答弁」をめぐる議論では、被告人を有罪答弁へと追い込む誘因が弁護人にも存在するといふ指摘がなされている。そこでは大要、以下のように述べられている。

被告人を有罪答弁へと追い込む弁護人側の誘因として、主に事件を迅速に解決するニーズが挙げられる。例えば私選弁護人の場合は、たいていの事件で賃金の全額が公判前に支払われるため、あらかじめ事件が迅速に解決することを見込んで低い額の賃金を請求すれば、想定どおり迅速に事件を解決させるべく被告人に有罪答弁をさせるであろうし、たとえ公判廷で争うことを想定して賃金を請求したとしても、検察官が提示した条件が正当と考える事件のほか、最初に請求した賃金の額が予期せぬ出費を埋め合わせるに不十分であったために、被告人に有罪答弁を勧めるであろう。事件を迅速に解決するニーズは毎年圧倒的な数の事件を扱わなければならない公選弁護人の場合に顕著であり、彼らの多くは多大な事件負担のゆえに事件を迅速に処理しなければならぬと考えている。³⁸

また、検察官や裁判官・事務官から事件を迅速に処理するよう圧力をかけられていることも、被告人を有罪答弁へ

と追い込む弁護人側の誘因として指摘されている。弁護人と検察官の関係では、弁護人は検察官との接触が増えるほど、検察官が多大な事件負担を抱えていることを理解するようになり、そこから検察官の申出を受け入れなければならぬと感じるようになる。また裁判官との関係では、裁判官は公判廷で争った場合にはより重い刑を言渡すことができ、弁護人の側でも、公判廷で争った場合の刑が有罪答弁を行った場合の刑よりも重くなることを理解していることから、公判廷で争うリスクを高く見積もって被告人に有罪答弁を行わせる傾向があるといわれている。⁽⁴⁹⁾

(2) 第二に、有罪答弁が有効なものとして裁判所に受理される要件として、当該答弁は「任意かつ知悉の」ものでなければならぬといわれている。⁽⁴⁸⁾

有罪答弁の「任意性」要件について、連邦刑事手続規則 Rule 11(b)(2)は「有罪答弁又は不抗争の抗弁を受理する前に、裁判所は公開の法廷で被告人に直接話しかけて、当該答弁が任意でなされたものであり、暴行・脅迫又は約束(答弁の合意に含まれる約束以外のもの)に起因していないことを確認しなければならない」として、有罪答弁が受理される要件として「任意性」を挙げている。連邦最高裁もブレイデー対合衆国 (Brady v. United States) 事件で「裁判所、検察官または弁護人の被告人に対する約束が実際に有する価値を含め、その直接の効果を十分に認識している者によってなされた有罪答弁は、脅迫(または不当な嫌がらせをやめる約束)、虚偽表示(不履行の約束や履行不可能な約束を含む)あるいは本質的に検察官の職務と適切に関係しない約束(例えば賄賂など)によって誘発されたものでない限り、維持されなければならない」という連邦第五巡回区控訴裁判所のタットル判事 (Tuttle, J.) が宣言した基準を採用して、暴行・脅迫や心理的強制によって答弁を引き出すことを禁止している。⁽⁴⁷⁾

なお、有罪答弁が任意でなされたという判断を下す要素のなかでも、被告人が当該有罪答弁の内容とその効果などを理解していたという意味における「知悉性」が重要な位置づけを与えられる。連邦刑事手続規則 Rule 11(b)(1)

は裁判所に対し、有罪答弁の受理に先立ち、公開の法廷で被告人に直接話しかけて、①有罪答弁を提示する犯罪事実の性質、②有罪答弁によってもたらされる結果、③有罪答弁によって放棄される憲法上の権利などを告知し、被告人がそれを理解しているかどうかを確認しなければならぬとしている⁴³。実際に連邦最高裁も、第二級殺人罪の成立には殺人罪の「故意」が必須となることを被告人に告知することなく起訴事実を第二級殺人罪に縮減することによってなされたヘンダーソン (Henderson v. Morgan) 事件の有罪答弁や、合衆国憲法で保障されている権利を被告人が放棄した旨の記録が罪状認否手続に係る書面に残されていないボイキン (Boykin v. Alabama) 事件での有罪答弁⁴⁵を無効としている。

だが、かくして「任意性」と「知悉性」を有罪答弁が有効となる要件としても、それが「無辜の有罪答弁」を防止するためにかかほどまで有効であるか、疑問を禁じえない。事実、「無辜の有罪答弁」をめぐる議論では「たとえ被告人が合理的な判断をしても、答弁取引がそれ自体として誤判のおそれを増大させている」という評価もある⁴⁶。

そもそも、「約束」や「威嚇」による採取が禁止されている自白ないし自己負罪供述と違って、答弁取引の場合は寛大な処分の「約束」や刑罰による「威嚇」がむしろ取引の本質的な要素といえるわけであり、したがって有罪答弁が不任意なものとして無効となる事件の範囲は自白ないし自己負罪供述の場合よりも極限的なものにならざるをえない。実際、連邦最高裁はブレイディ合衆国事件で、有罪答弁が有効となる要件として「任意性」を挙げる一方で、公判廷で争ったならば死刑判決が下されるかもしれないという旨を告げられて行った有罪答弁について「死刑を受ける見込みを回避するために行ったからといって、本件答弁が無効となるわけではない」とし⁴⁸、ヘイズ (Bordenkircher v. Hayes) 事件では、答弁の申出を受け入れなかったらより重大な犯罪事実で起訴するという威嚇の下で行った有罪答弁は適正手続原理に違反するものではないと判断している⁴⁹。

しかし他方では、従来の「任意性」・「知悉性」テストを適用することによって無辜の被告人が行った有罪答弁を無効にできるか、疑問を禁じえない。実際に「無辜の有罪答弁」をめぐる議論では、無辜の被告人は実際に行っていない犯罪で起訴されていることという苦境のゆえに司法システムへの不信感を持っていたり、検察官や弁護人から公判廷で争ったならば陪審は直ちに有罪判決を下すだろうと確信づけられたりすることで、公判廷で争って有罪判決を受けるリスクを避けるべく虚偽の有罪答弁をするかもしれないという点が指摘されている⁵⁰。また、「知悉性」要件についても、検察官が誤った起訴に固執していることで既に脆弱な状況に置かれていえる無辜の被告人——とくに心神喪失を主張している被告人や事件の状況を思い出せない被告人、あるいは精神障がいを抱えている被告人——に対して、検察官は当該被告人が有罪であることを確信させるかもしれないという点が懸念されている⁵¹。

(3) 第三に、有罪答弁の質を高めるためには証拠開示の充実が必要であるといわれることがある。連邦最高裁はブレデー対メリーランド (Brady v. Maryland) 事件以降、事件が公判廷で争われた場合に検察官は「利用可能となれば無罪判決または科刑の減少につながる傾向のある証拠」を弁護側に開示する義務があり、開示の対象となる証拠には弾劾証拠も含まれるとしている⁵²。しかしながら、証拠開示をめぐる一連の判例は「不正な公判審理」を回避するため確立したものであり、答弁取引の場面における検察官手持ち証拠の開示については何ら言及されていない⁵³。むしろ、連邦最高裁がルイス (United States v. Ruiz) 事件で、無罪証拠のなかでも証明力の高いものを開示するよう義務づける一方で、合衆国憲法第五修正は連邦の検察官に対して弾劾情報や抗弁の裏づけとなる情報の開示を有罪答弁に先立って開示することまで検察官に義務づけているわけではないとしていることから、目下のところは公判廷で争った場合に開示される証拠のすべてを弁護側がアクセスできるわけではないとみざるをえない。そのような状況に対しては、「訴追側主張の脆弱さを明らかにすることによって、被告人は確実に、公判廷で争った場合に有罪判決を受ける見込み

の正確な評価を行うことができる」ということから、検察官は有罪答弁に先立ってブレイディ対メリーランド事件判決で開示が保障されている証拠をすべて弁護側に開示すべきだという主張がなされている。⁽⁵⁷⁾

確かに、有罪答弁の誤りを防ぐためには十分な情報に基づいて取引がなされることが必要不可欠であることから、弁護側にはできるだけ多くの証拠・情報にアクセスできるようにしなければならないといえる。だが他方で、「無辜の有罪答弁」をめぐる議論では、答弁前の証拠開示が必ずしも無辜の被告人にとって利益となるわけではないという指摘がなされている。この点につき、コーヴィー (Russell D. Covey) 准教授は次のように述べている。すなわち、答弁前の証拠開示制度を改善することにより、答弁取引の結果は公判審理を通じて得られるであろう結果に近似することになり、その意味で、弁護側に対して重要な証拠を隠匿することを正当化しうる理由は殆ど存在しない。しかし、証拠開示を改善させることが有責の被告人の有罪答弁率と無辜の被告人の有罪答弁率との差を広げることにつながらないどころか、却って逆の効果をもたらしかねない。訴追側と弁護側のあいだで共有された証拠に基づいて公判結果を容易に予測できるようになることで、公判廷で争うことを選択する有責の被告人のみならず、有罪答弁を行う無辜の被告人も増えることになるかもしれない。⁽⁵⁸⁾ コーヴィー准教授によれば、例えば訴追側主張が虚偽の目撃供述によつて裏づけられていたとしても、被告人が証拠開示の結果として当該供述を陪審が信用するかもしれないという確信を持つに至ることにより、証拠開示がなされなければありえなかつた有罪答弁を行ってしまうおそれがあるとということである。⁽⁵⁹⁾

(4) 最後に、有罪答弁が裁判所に受理される要件として、当該有罪答弁には「事実的基礎 (factual basis)」がなければならぬとされている。連邦刑事手続規則 Rule 11(d) は「裁判官は有罪答弁を受理した場合であっても、当該答弁の事実的基礎について審査し、その存在を認めなくてはならない」とし、答弁に基づく判決を言渡すことができぬ」とし

ている。⁽⁶⁰⁾ 連邦最高裁もアルフォード (United States v. Alford) 事件で、無罪を主張しながら行った有罪答弁を有効とする理由のひとつに、「検察官が強力な事実的基礎の存在を提示したこと」を挙げている。⁽⁶¹⁾

ここで問題となる「事実的基礎」の有無を審査する際、裁判官は被告人・検察官・弁護人にそれぞれ尋問するほか、必要に応じて答弁に関する合意の内容を吟味したり、判決前調査報告書・予備審問調書を取り調べたり、警察官に証言を求めたりすることがあるといわれている。⁽⁶²⁾ これら一連の手続は、見方によっては、わが国における自白事件の審理の流れ(冒頭陳述↓要旨の告知↓被告人質問)と相対的な差があるに過ぎないように思われるかもしれないが、また事件によっては、法律上犯罪を構成しない行為につき、被告人が無知のゆえに有罪答弁を行ったり、無辜の被告人が有罪答弁を通じて有罪判決を受けたたり、検察官または弁護人が事件処理の便宜のために事実関係を歪曲した取引を行ったりする可能性に対して一定程度のチェック機能を果たすものとして期待できるものとみうるかもしれない。⁽⁶³⁾ しかしながら、基本的に「事実的基礎」は「被告人は荒唐無稽な事実について、有罪答弁をしようとしているのではない」と納得することができれば足りると考えられており、⁽⁶⁴⁾ それについての審査も公判審理における有罪認定に匹敵するほどの厳格さを持つているとは必ずしもいえないように見受けられる。⁽⁶⁵⁾ 実際にも、「事実的基礎」の有無を決する基準として、公判審理における有罪認定よりも緩やかなものが採られる傾向があり、⁽⁶⁷⁾ 「事実的基礎」があると担当裁判官自身が主観的に納得できれば足りるとまでいわれている。⁽⁶⁸⁾

(64) U.S. CONSTITUTION, Amendment VI.

(65) See WAYNE R. RAFAVE, JEROLD H. ISRAEL, NANCY J. KING & ORIN S. KERR, CRIMINAL PROCEDURE 1029-30 (5th ed.2009).

- (36) See Hessick & Saujani, *supra* note 32, at 206-07. なお、連邦刑事手続規則 Rule 11(e)(2)は、答弁取引で交渉に関与できる弁護側の担い手を①弁護人、②弁護人を選任せずに自力で手続を進めようとしている被告人に限定している。
- FEDERAL RULES OF CRIMINAL PROCEDURE, Rule 11(e)(1).
- (37) See Hessick & Saujani, *supra* note 32, at 206-07.
- (38) See *Id.* at 207-09.
- (39) See *Id.* at 210-11.
- (40) 有罪答弁の「任意性」・「知悉性」要件について、さしあたり宇川春彦「司法取引を考える(4)」判例時報一五八七号一八頁(一九九七年)「以下、宇川④」、大久保正人「自白から有罪答弁へ」桃山法学一九号一〇頁以下(二〇二二年)ほか参照。
- (41) FEDERAL RULES OF CRIMINAL PROCEDURE, Rule 11(b)(2).
- (42) Brady v. United States, 397 U.S. 742, 755 (1970).
- (43) FEDERAL RULES OF CRIMINAL PROCEDURE, Rule 11(b)(2).
- (44) Henderson v. Morgan, 426 U.S. 637 (1976).
- (45) Boykin v. Alabama, 395 U.S. 238 (1969).
- (46) Gazal-Ayal, *supra* note 31, at 2304.
- (47) 大久保・前掲注(40)・一一頁。
- (48) Brady v. United States, 397 U.S. at 755.
- (49) Bordenkircher v. Hayes, 357 U.S. 357, 363 (1978).
- (50) See Hessick & Saujani, *supra* note 32, at 202 & 204.
- (51) *Id.* at 204-05.
- (52) Brady v. Maryland, 373 U.S. 83, 87-88 (1963). なお、ブレイデー対メリーランド事件判決以降、連邦最高裁は「アガス事件で「証拠が弁護側に開示されたならば、手続の結果が異なっていたと判断されるに合理的な見込みがある」場合に、請求の有無を問わず、当該証拠は重要性があるとして、たとえ弁護側から開示請求がなかったとしても証拠開示がなされ

- 447 U.S. 513 (1980). Agurs v. United States, 427 U.S. 97 (1976).
- (63) See United States v. Bagley, 473 U.S. 667, 676 (1985).
- (64) See CASSIDY, *supra* note 9, at 86; Covey, *supra* note 31, at 89.
- (65) United States v. Ruiz, 536 U.S. 622, 630-31 (2002).
- (66) See CASSIDY, *supra* note 9, at 86.
- (67) See, e.g., Corrina Barrett Lain, *Accuracy Where it Matters: Brady v. Maryland in Plea Bargaining Context*, 80 WASH. U. L. Q. 1 (2002). See also CASSIDY, *supra* note 9, at 87.
- (68) Covey, *supra* note 31, at 91.
- (69) *Id.* at 90.
- (70) FEDERAL RULE OF CRIMINAL PROCEDURE, Rule 11(f).
- (71) United States v. Alford, 400 U.S. 25, 38 (1970).
- (72) See LAFAYE ET AL., *supra* note 35, at 1049. 宇川・前掲注(12)・一三四頁参照。
- (73) 宇川④・前掲注(40)・一九頁。
- (74) 宇川④・前掲注(40)・一八頁。
- (75) 宇川④・前掲注(40)・一八頁。
- (76) 田口教授によると、例えばハワイ州における有罪答弁に対する「事実的基礎」の確認では、弁護人の援助を得ける権利や公判審理を受ける権利、被告人の意思決定の保障など、広く「被告人の権利が保障された有罪答弁」であるかどうか最大のチェックポイントとなっており、被告人が無知から答弁しているわけではないことの最終的担保の意味しか与えられていないというところである。田口・前掲注(12)・一五〇頁以下参照。
- (77) See JOSHUA DRESSLER, UNDERSTANDING CRIMINAL PROCEDURE 660 (3rd ed. 2002); LAFAYE ET AL., *supra* note 35, at 1049.
- (78) 宇川④・前掲注(40)・一八頁参照。

4 小括

合衆国では伝統的に、答弁取引は「公判審理を経ないで、公判廷で下されるものと同一の結果を得るための手法」(公判審理の「影」*the shadow of trial*)であるという理解が一般的であった。^{②③}この見解によれば、①公判廷で争った場合に得られる量刑、②公判廷で争った場合に有罪判決に至る見込み、③公判廷で争った場合に費やす資源の量が答弁取引の決定的な要因となり、そこで訴追側と弁護側は互いに公判結果を予測したうえで取引に望むことになる。^{②④}わが国の答弁取引制度に関する文献でも、こうした見解に立脚したうえで説明がなされることがあり、論者によつては、答弁取引を——和解による民事事件の解決と同様に——「ある者の刑事責任の有無・程度に関する紛争を、当事者の交渉によつて解決しようとする代替的な紛争処理方法であるにすぎない」と評価する傾向も見受けられる。^{②⑤}

だが、現在の合衆国における答弁取引の下では、両当事者が証拠の質・量に関する見通しに基づいて有罪判決の見込みを予測することが必ずしも重要視されているとは限らない。以上でみてきたとおり、現在運用されている実務では、司法システムに関与する各担い手(とくに検察官)が抱える多大な事件負担を軽減させるべく簡易かつ迅速に事件を処理するニーズがことさらに強調され、そのありように対しては、たとえ実際には無実であったとしても、担い手のやり取りを通じて、被告人が有罪答弁を行うように圧力をかけられることが少なくないという点が問題視されている。とりわけ近年では、公判廷で争つても有罪判決に至ることが確実な事件のみならず、公判廷で争つたならば無罪判決に至るであろう事件でも、検察官は公判審理を経ずに簡易かつ迅速に有罪判決を得られる手段として、積極的に答弁取引を活用するようになっていくことがさまざまな研究から明らかになってきているのである。

(69) See Stephanos Bibas, *Plea Bargaining outside the Shadow of Trial*, 117 HARV. L. REV. 2463, 2464 (2004).

(70) See *Id.* at 2464; Scott & Stuntz, *supra* note 31, at 1937; Covey, *supra* note 31, at 77.

(71) 長沼教授も合衆国における答弁取引について「検察・弁護の双方が手続の進行にともなう情報収集活動によって、証拠の質と量、有罪の見込み、ありうる量刑などの点で各自の見通しを立てた上で、両者の利害を調整して双方が受け入れられる程度の科刑によって事件を終結させるための工夫」と説明している。長沼・前掲注(9)・一一二頁。

(72) 宇川春彦「司法取引を考える(7)」判例時報一五九三号(二頁)(一九九七年)。

三 「無辜の有罪答弁」を防止するための方策

1 答弁取引全廃論

前章でみてきたように、無辜の被告人が虚偽の有罪答弁を行ってしまうおそれが答弁取引に内在しているという問題認識がなされるようになったことに伴い、刑事司法システムの担い手は決して答弁取引を行ってはならないという旨の提言が一部の論者によってなされている。

つとにアルシュラー (Albert W. Alschuler) 教授は、答弁取引について「量刑政策として答弁取引を擁護することは困難であるかもしれない」とし、その理由として、ほぼ同一の境遇にある二人の被告人がほぼ同一の犯罪を実行した場合に、一方が公判審理を受ける権利を行使したことを理由として他者よりも重い刑を受ける事態に至ることのほかに、答弁取引が無辜の被告人を有罪にしている印象を与えていることなどを挙げている。⁽⁷³⁾ またアルシュラー教授は、

有罪・無罪が明らかになつていない事件を当事者同士で解決するという「紛争解決手段」として答弁取引を用いることについても、「有罪答弁を通じて無辜の被告人が有罪となる危険が微々たるものかどうか、その危険が公判審理によって無辜の被告人が有罪となる危険と同一視されうると考える理由はない」としている。⁷⁴ アルシュラー教授が指摘するところによると、たとえ答弁取引が単に訴訟のリスクを方向転換するために機能しているとしても、それが公判審理よりも多くの誤判をもたらしていることは確かであろうし、公判審理で九人が無罪となる一方で誤つて一〇年の自由刑を言い渡されたひとりの被告人は、誰も真に証拠を調べてもらおうと思つていないシステムにより誤つて一年の自由刑を言い渡された一〇人の無辜の被告人と比べて——重い刑を言い渡されているにも拘らず——誤つた証拠評価に対する憎しみと憤りをそれほど感じていないかもしれない。さらに、検察官は訴訟のリスクを方向転換することだけで満足しているわけではなく、彼らは被告人が無罪判決を受ける機会をひっくり返すために付け値を仕立て上げている。これらのことからアルシュラー教授は「答弁取引」は無辜の被告人に対する有罪判決をつくり出すために設計されている⁷⁵と考えるのである。

また、シユルホーファー (Stephen J. Schulhofer) 教授は「無辜の被告人と遵法の民衆に対して合衆国の答弁取引システムが現在加えている甚大な損害を避けるために「答弁取引の」廃止が必要だ」と主張する。⁷⁶ すなわち、「中立的な事実認定者が公開法廷での審理と相当な量刑を行うことによって、われわれは対審型の公判審理を受ける適正手続上の権利を保障し、無辜の者が不当に有罪認定を受けるリスクを縮減し、同時に有責の者の実効的な法執行と適切な科刑という民衆の利益を増進する。しかし、答弁取引はこれらの利益をすべて切り下げる。利害を持つ当事者は適切な行動に向けたインセンティブを殆ど持たない代理人によつて代理され、手続が監視される見込みは存在しないか制限されて、取引の原動力が抵抗し難い圧力をもたらすことで被告人が誤つて自分を責めるようになることもあろう」

と。⁷⁷

答弁取引を実務から排除しようと試みは、法域レベルで既になされているところである。例えば、アラスカ州は一九七八年、グロス (Avrum Gross) 司法長官の主導によって答弁取引を廃止する政策を開始している。とくにグロス司法長官は公判廷で争ったならば有罪判決に至らないような事件で有罪判決を得るために答弁取引を用いることを強く批判し、「既存のシステムの下で、取引がなされているが、公判廷で勝利を収める見込みがないような事件の起訴を避けるために、実効的な事件の篩い分けがなされなければならない」と指示している。⁷⁸ また、テキサス州エルパソ・カウンティ (El Paso County) などでも、一定類型の事件における答弁取引を禁止しようとする政策が試みられている。⁷⁹

これらの主張は、すべての刑事事件につき証拠によって裏づけられるすべての事実を公判廷で審理する態勢を確立させようとするものである。想えば、伝統的に刑事システムに対する基本的な理念として、偏頗のない事実認定者が公開の法廷で訴追側と弁護側の言い分・証拠を吟味することによって事実が最もよく浮かび上がってくると考えられてきた。それに対し答弁取引では、訴追側と弁護側の交渉によって有罪認定と科刑がおおた決定されており、手続の過程が当事者以外の者にとって殆ど見えにくいものになっている。答弁取引の廃止を提言する論者は、有責の被告人が実際に行っているということが証拠によって裏づけられる犯罪事実の審理を全面的に公判廷へ付託することで、実際に行っている犯罪事実に応じた刑罰の賦科を保障することができ、また偏頗のない事実認定者の目からみて訴追側の立証する事実に残りが残る事件を無罪とする態勢を確保することで、無実の者が有罪判決を受けるケースが従来よりも少なくなると考えたのであろう。

だが、答弁取引の廃止を提言する見解に対しては、実現可能性と「無辜の有罪答弁」を防止する実効性の点で強い

疑問が呈されている。既にみてきたように、答弁取引が合衆国で多用されている背景には、刑事司法の各担い手（検察官・弁護士・裁判官）が多大な事件負担に悩まされているという事実がある。そのような状況下ですべての事件を公判審理にかける態勢を徹底することが現実的でありえないといわざるをえないが、たとえ実現できたとしても、「無辜の有罪答弁」を防ぐ点からいっても、公判廷で審理される事件数が著しく増えることで、それだけ有罪認定の正確性が減退してしまうのではないかという点が懸念されるのである。⁽⁸³⁾

- (73) Albert W. Alschuler, *The Changing Plea Bargaining Debate*, 69 CAL. L. REV. 652, 657-58 (1981).
- (74) *Id.* at 716.
- (75) *Id.* at 714-15.
- (76) Stephen J. Schulhofer, *Plea Bargaining as Disaster*, 101 YALE L. J. 1979, 1980 (1992).
- (77) *Id.* at 2009.
- (78) See William F. McDonald, *The Prosecutor's Domain*, in THE PROSECUTOR 39 (William F. McDonald ed. 1979).
- (79) See Ronald Wright & Marc Miller, *The Screening/Bargaining Tradeoff*, 55 STAN. L. REV. 29, 46 (2002).
- (80) See, e.g., Covey, *supra* note 31, at 84.

2 答弁取引修正論（一部廃止論）

そこで、現在の合衆国における答弁取引をめぐる議論では、ひとたび答弁取引そのものの存在を是認したうえで、それを行える事件の範囲に制限をかけようとする提言が相対的に優勢となつてゐる。

(1) 「無辜の有罪答弁」を防止する方策として、検察官は起訴・不起訴の篩い分けを慎重に行うべきだという旨が提言されている。既に見たように、「無辜の有罪答弁」をめぐる議論では、検察官が有罪判決を確保すべく証拠が脆弱な事件についての答弁を被告人に申し出ることが問題視されている。そこで、議論のなかでは、答弁取引に先立って検察官が行う当該事件の事案や証拠に関する評価を徹底したうえで、公判廷で争つても有罪判決が得られるような事件に限って答弁取引を行うべきだという主張がみられている。

例えば、ライト (Ronald Wright) 教授とミラー (Marc Miller) 教授は「答弁取引か公判審理か」という従来の二項対立的な議論状況を批判し、検察官による起訴・不起訴の篩い分けを改善させることで従来の答弁取引に対する問題を克服できるだろうと考えている。ライト教授とミラー教授は検察官による起訴・不起訴の篩い分けについて、①検察組織は各事件を早い段階で慎重に評価し、警察や捜査官に対して十分な情報提供を起訴前段階で要求しなければならぬこと、②検察組織は適切な事実（検察組織が有罪判決と科刑を得たいと一般的に考えている事実で、実際に被告人が行っている行為をかなり正確に反映し、かつ検察官が公判廷でたやすく立証できるもの）のみを起訴しなければならぬこと、③検察組織は答弁取引、とくに起訴事実をめぐる取引を抑制しなければならず、検察官は篩い分け手続がそういう制約を可能にするメカニズムであると認識すべきであること、④検察組織は十分な訓練・監視など検察組織内の執行メカニズムを確立することで起訴判断の統一性を確保し、かつ起訴後の変更を現在よりも減らしていくべきであることを提言する。⁽⁸⁾ライト教授とミラー教授によれば、訴追側が提示した起訴事実や犯罪者が実際に行った行為とかけ離れている犯罪事実によつて有罪判決が下されるゆえに答弁取引は不誠実であり、実際にも、被告

人が実際に行ったとされるものよりも重い事実を提示する「過剰起訴 (overcharging)」や被告人が実際に行ったとされるものよりも軽い事実で有罪答弁を得ようとする「過小起訴 (undercharging)」が事件によって行われている。また、答弁取引は事件の審査や評価が公開されていないという意味でアクセス可能性のない制度である、と。ライト教授とミラー教授はこのように評価したうえで、答弁取引の代替策として、検察官が事前に事件の評価を行つたうえで、訴追側主張の脆弱な事件を事前に篩い落とす政策を採用する方が誠実性とアクセス可能性にまさっていると考えている。⁽⁸³⁾

(2) また、答弁取引の改善策として、あまりにも寛大な答弁の申出を検察官に対して行わせないようにする提言もなされている。

例えば、ガゼルアヤル (Oren Gazel-Ayal) 教授は「無辜の被告人に陪審による審理を受けさせることによって彼／彼女らは救済されない」という考えに立ち、無辜の被告人が訴追されるリスクを減少させるために答弁取引を制限することが正当化されるとしている。⁽⁸⁴⁾ すなわち、「あまりにも寛大な答弁の申出は訴追側主張が脆弱であるというシグナルである。公判廷で無罪判決が得られる可能性が高いということを認識している被告人はあまりにも寛大な答弁の申出との見返りでのみ有罪答弁に同意するであろう。検察官は訴追側主張が強力な事件であまりにも寛大な申出を行わないだろうし、被告人が申出よりも軽い処分に同意するだろうと認識している。それゆえ、裁判所は公判後の量刑と取引の末に同意がなされた量刑とを比較することによって、訴追側主張の強さに関する情報を識別することができ⁽⁸⁵⁾る」。このような考えからガゼルアヤル教授は、公判廷で争つた場合に下される刑と比較してあまりにも軽い処分を答弁取引の際に申し出ることを検察官に禁止している。

また、ダーヴァン准教授は有罪答弁の任意性という観点から、公判廷で争つた場合に見込まれる刑と答弁取引の末

に同意がなされた処分との差が開いていることを問題視している。すなわちダーヴァン准教授は「訴追側から提示された寛大な処分と刑罰のおそれとの差が人生を変えるほど圧倒的であるときに、有罪答弁に関して合理的かつ自由な判断を行うことは殆ど期待できない」という点から、「公判廷で有罪になることが確実な被告人は有罪答弁に対してあまりにも軽い処分を要求すべきでなく、有責が無辜かが疑わしい被告人は、陪審が有罪を認定しない限り無罪となる権利を放棄する誘因としてそのような利益の申出を受けるべきではない」としている⁸⁶⁾。

(3) 以上で紹介した提言は、主として起訴・不起訴の裁量をほぼ専権として掌握し、かつ答弁取引の際に圧倒的な権限を持つている検察官に対し、公判廷で争った場合に有罪判決が得られる見込みとそこで行われる量刑の見通しを証拠に基づいて厳格に行うことを要請するものである。実際に、検察実務で採用されているガイドラインでも、検察官の証拠評価は答弁取引の場面でも重要だと認識しており、例えば連邦検事マニュアルは答弁取引を行うかどうかを判断する際に考慮すべき要因として、「公判審理によって有罪判決が得られる見込み」を掲げたうえで、次のように述べられている。「検察官は弁護側主張の見通しと比較して訴追側主張が強力であるか否かを考慮し、証人の信用性が重要であることと同様に、提起されることが見込まれる法律上・証拠上の問題に留意すべきである。もつとも、答弁取引に入るか否かを判断する際に、有罪の見込みに影響を及ぼす要因を考慮することが適切であるとはいっても、検察官が有罪認定に関する法的基準をみたしていると確信しないまま答弁取引を使って事件を処理しようとすることは不適切である」と⁸⁸⁾。そもそも、検察官は「有責の者を有罪にし、無辜の者を苦しめない」ように配慮することを基本的な責務として⁸⁹⁾いるわけであり、答弁取引の場面でも、あらかじめ有罪判決の見込みを証拠に基づいて判断し、公判に付託した場合に有罪判決が得られる見込みのない事件で有罪答弁の申出を差し控えておくことは、無辜の被告人が誤って有罪判決を受けることがないように配慮することは検察官の基本的な役割として当然のことであるかもしれない⁹⁰⁾。

だが、検察官の証拠評価が答弁取引の場面でも重要であるとはいっても、検察官の証拠評価が必ずしも正当であるとは限らない。実際、検察官の権限行使については、「有責の者を有罪に」して社会の秩序を維持する責務をも期待されていることから、検察官の裁量行使が「有罪判決の獲得」ないし「社会秩序の維持」の方向に偏ってしまうおそれ⁽⁸¹⁾が指摘されている。答弁取引の場面でも、有罪判決が得られる見込みとは関係のない誘因が取引の背景に存在し、むしろ近年では訴追側主張が脆弱な事件でも答弁取引を経て有罪答弁に至っているという点は既に指摘したとおりである。従来、答弁取引は、公判審理を経ることなく、両当事者間で簡易かつ迅速に事件を処理することができるというメリットのゆえに肯定的な評価を得てきたが、他方では、答弁取引を通じて誤判がもたらされるケースを減少させるために、訴追側・弁護側とは独立した裁判官の審査をどこまで及ぼすべきかが今後も議論されるべきであろう。

- (81) Wright & Miller, *supra* note 78, at 32.
- (82) *Id.* at 33-34.
- (83) *See Id.* at 34 & 84-85.
- (84) Gazel-Ayal, *supra* note 31, at 2301.
- (85) *Id.* at 2314.
- (86) Dervan, *supra* note 31, at 96.
- (87) UNITED STATES ATTORNEY'S MANUAL, UASMI 9-27:420.
- (88) *Id.* UASMI9-27:420(B) (6).
- (89) *See, e.g.*, Berger v. United States, 285 U.S. 78, 88 (1935); ABA MODEL CODE OF PROFESSIONAL RESPONSIBILITY, DR 7-103 (A); ABA MODEL RULES OF PROFESSIONAL CONDUCT, Rule 3.8, comment [1]; ABA STANDARDS FOR CRIMINAL

JUSTICE: PROSECUTION FUNCTION, Standard 3-1.2(c).

- (90) 合衆国の刑事手続における起訴の基準については、判例や職務倫理規程などでは、「相当な嫌疑 (probable cause)」や「一応の証拠 (prima facie)」があれば適法に公訴を提起することができる⁹⁰とされているが、論者のなかでは、検察官は事前に事件を評価し、もしも被疑者の有罪に合理的疑いが残るのであれば当該事件の起訴を見合わせるべきだとする見解が有力に主張されている。白井論「公訴提起における犯罪の嫌疑と検察官の倫理——起訴の基準をめぐる合衆国の議論を中心に——」大阪経済法科大学法学論集七〇号一二五頁以下(二〇一一年)参照。
- (91) 白井・前掲注(90)・一八八頁以下参照。

四 むすびにかえて

わが国における有罪答弁制度導入論では、「限られた人力と時間を使ってする神ならぬ人間の営為である司法手続において、『真実発見主義』は、そもそも相対的な理念でしかありえない」とも指摘されている⁹²。確かに、有罪答弁制度を正式に採用していないわが国の刑事司法制度においても折に触れて誤判が明らかとなっており、有罪答弁制度を採用しなかったからといって誤判が発生しなくなるわけではないことは認めざるを得ない。しかし、無辜の者に有罪判決を下すことはいわれなき損害を国家権力が当人に与えるものであり、かつ一般民衆の司法システムに対する信頼を失墜させる事態でもある。答弁取引についても、合衆国の刑事司法システムにおいて誤判事件の存在が社会問題と化すなか、論者によつては「答弁取引が誤判のリスクを増大させている」という評価も下されている点を深刻に捉えるべきである。

もとより、合衆国の刑事司法で有罪答弁による処理が主流となつている背景には、大量の事件負担があるなか、すべての事件で公判審理を行つていたら司法システムが立ち行かなくなるという現実があり、重大な問題点を含んでいるからという理由で直ちに答弁取引が実務から消え去るようには思われない。また、わが国においても、水面下では「取引」類似の手法が実務でとられている可能性が全くないとはいえない。⁽⁹²⁾しかし少なくとも、正式な制度として採用しようとする際には、「無辜の不処罰」という理念からみた問題点も含めて、答弁取引の是非をいま一度慎重に検討することが必要ではないかと考えるのである。

(92) 五十嵐・前掲注(8)・二二三頁以下。もつとも、五十嵐弁護士は他方で、「実体的真実主義が基本原則として運営されているはずのこの国の実態刑訴は、実はシステマティックな実体的不真実で埋め尽くされている」と指摘している。

(93) わが国の刑事実務のなかで様々な「取引」が黙示的に行われていることを示唆するものとして、さしあたり安原浩「司法取引とアレイメント」法学セミナー五六五号八六頁以下(二〇〇二年)、後藤昭ほか「座談会 刑事弁護に『取引』はあるか」季刊刑事弁護三九号二二頁以下(二〇〇四年)参照。

【追記】 脱稿後、「(ミニ・シンポジウム) 諸外国における司法取引の現状と課題」比較法研究七五号一六九頁以下(二〇一三年)に接した。収録されている論稿のうち、笹倉香奈「アメリカにおける司法取引」同一七八頁以下は、テキサス州の刑事司法及び答弁取引の概要を紹介し、テキサス州の答弁取引をめぐる問題点のひとつに「テキサス州で行われている答弁取引の制度には、えん罪の危険性が常にある」という点を挙げている(同一八五頁)。

